

## 四三嶋工業団地誘致企業選定審査会要領

### 1. 趣旨

本要領は、四三嶋工業団地誘致企業選定に係る事業計画等に対し、四三嶋工業団地誘致企業選定審査会（以下「審査会」という。）において優先交渉権者を決定するための事項を定めるものとする。

### 2. 審査委員

審査会の審査委員は以下のとおりとし、事務局は都市計画課とする。

役職	職名
委員長	副町長
委員	総務課長
委員	企画課長
委員	財政課長
委員	農林商工課長
委員	税務課長
委員	上下水道課長
委員	建設課長
委員	環境防災課長
委員	都市計画課長

### 3. 審査方針

事前に提出された事業計画概要書等及び審査会でのプレゼンテーションを総合的に評価し優先交渉権者を決定する。

### 4. 審査方法

- (1) 各委員が「審査表」により、各事業者の点数化を行う。点数化にあっては、審査項目ごとの配点を付点するものとする。
- (2) 事業者ごとに集計し、最も評価点の高い事業者を優先交渉権者とし、次に評価点の高かった事業者を次点者とする。
- (3) 最高得点獲得者が複数の場合は、審査委員 10 人の協議のうえ決定する。
- (4) 申込事業者が 1 者の場合も、プレゼンテーション審査を実施し、優先交渉権者として妥当かどうか決定する。

## 5 審査基準

審査基準は次の表のとおりとする。

審査基準			配点
ア	企業の成長	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 経営が安定し、成長性や将来性に優れている企業であるか。</li></ul>	20点
イ	事業計画の実現性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業計画や施設の建設計画及び土地利用計画等は具体的であるか。</li><li>・ 必要な資力及び資金計画があるか。</li></ul>	20点
ウ	町が目指すまちづくりとの整合	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 第2次筑前町総合計画で目指す、雇用・就労環境の充実を図るため進出予定企業による筑前町の産業振興、地元雇用の継続的な確保等、地域経済の活性化に期待ができるか。</li><li>・ 人口増加、税収増加（固定資産税・法人税・事業所税等）が期待できるか。</li><li>・ 地域資源の活用（町内企業の取引拡大や産学官連携等）が期待できるか。</li></ul>	30点
エ	地域への貢献度	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域振興や社会貢献に積極的な企業であるか。</li><li>・ 大規模災害等に際し、筑前町への支援・協力に積極的な企業であるか。</li></ul>	10点
オ	周辺環境及び環境保全への配慮	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 景観への配慮や大気汚染、騒音等への公害防止対策により環境保全の取組が図られているか。</li><li>・ 再生可能エネルギー等の導入やカーボンニュートラル、脱炭素等の取組に積極的な企業であるか。</li></ul>	10点
カ	買取価格	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 募集用地の買取価格。</li></ul>	10点

## 6. 審査日程

### (1) 審査会までのスケジュール

項目	日 時
提出書類の提出期限	令和8年3月10日（火）
プレゼンテーション審査参加通知	令和8年3月中旬頃
プレゼンテーションの開催 優先交渉権者の決定	令和8年3月26日（木）
審査結果の通知	令和8年4月

### (2) 審査会当日のスケジュール（予定）

時 間	内 容
10:00～10:25	A社プレゼンテーション及び質疑応答
10:25～10:30	休憩・業者入替作業
10:30～10:55	B社プレゼンテーション及び質疑応答
10:55～11:00	休憩・業者入替作業
11:00～11:25	C社プレゼンテーション及び質疑応答
11:30～	集計後、審査結果の協議

※時間配分は1業者 30分（プレゼンテーション：10分、質疑応答：20分、入替作業：5分）